

鑑としての歴史

渡 邊 義 浩

中国は、歴史を鑑と位置づける。

『詩經』大雅 蕩に、「殷鑒 遠からず、夏后の世に在り（殷鑒不遠、在夏后之世）」とあるように、殷が鑑（鑒）とすべき事績は近くに、夏の末の桀王の無道にある、という。前漢の韓嬰が著した『韓詩外傳』は、これを次のように説明している。

昔者、禹は夏を以て王たり、桀は夏を以て亡ぶ。湯は殷を以て王たり、紂は殷を以て亡ぶ。故に常に安きの國、宜しく治むべきの民無し。賢を得れば則ち昌へ、不肖なれば則ち亡ぶ。古より今に及ぶまで、未だ然らざる者有らざるなり。①夫れ明鏡なる者は、形を照らす所以なり。往古なる者は、今を知る所以なり。夫れ往古の危亡する所以を惡むことを知りて、其の安存する所以の者を襲踏せざるは、則ち以て卻行して前人に逮ぶを求むるに異なること無し。鄙語に曰く、「吏爲ることを知らざれば、已に成る事を視よ」と。或いは曰く、②「前車 覆りて、後車 誠めず。是を以て後車 覆るなり」と。故に夏の亡ぶ所以の者

にして、殷之を爲す。殷の亡ぶ所以の者にして、周之を爲す。故に殷以て夏に鑒^{かんが}みる可くして、周以て殷に鑒みる可し。詩に曰く、「殷鑒遠からず、夏后の世に在り」と。

韓嬰は、①明鏡が形を照らすように、往古により今を知ることができるといふ。そして、往古に滅亡した理由を憎み、安寧に存在した理由を踏襲すべきとする二つの悖言の中では②が、「前車の轍を踏む」という日本語の語源になっている『漢書』賈誼傳の所伝と、同義の内容を持つ。夏の滅亡原因は、殷の滅亡原因であり、周の滅亡原因でもある。このため、詩は「殷鑒遠からず、夏后の世に在り」と述べている、と説明するのである。ただし、ここでは鑑が史書であると明記されることはない。

韓嬰より少し遅れて生まれた前漢の司馬遷は、『史記』の太史公自序の中で、詩について、次のように述べている。

詩三百篇は、大抵賢聖發憤の爲す所の作なり。此れ人に皆意に鬱結する所有りて、其の道を通ずるを得ず。故に往事を述べ、來者を思ふ。

このように司馬遷は、『詩經』の前に引用する『周易』や『春秋』なども含めて、聖人が制作したものは、過去を述べることで未来に思いを寄せたものであるという。そして、自らの著した『太史公書』（『史記』と呼ばれるのは後漢末から）も、そのための書籍であった。『史記』高祖功臣侯者年表において、司馬遷は次のように述べている。

太史公曰く、「……今の世に居りて、古の道を志すは、以て自ら鏡とする所なり」と。

唐の司馬貞が著した『史記索隱』は、この文章を「言ふところは今の代に居りて、志して古の道を識るは、以て自

ら鏡とするを得ればなり。當代の存亡は、未だ必ずしも盡くは同じからず」と解釈する。⁽⁴⁾これに従えば、司馬遷は、自らの『太史公書』が古を記すことにより、今の世を生きる鏡になる、と把握していたと考えてよい。司馬遷は、古を記した書籍を「鑑」である、と認識しているが、ただ司馬遷は、『太史公書』を今で言う歴史書と考えて記したわけではない。⁽⁵⁾

後漢末になっても、書籍が後世の「鏡」である、という意識は継承されていた。『風俗通義』を著わした應劭は、次のように述べている。

夫れ國の大事は、載籍より尙れるは莫し。載籍なる者は、嫌疑を決し、是非を明らかにし、賞刑の宜しきこと、允に厥の中を獲、後の人をして永く監と爲さしむ。⁽⁶⁾

このように應劭は、載籍を後世の人々「監」と考えていた。應劭がそのために鑑として著わしたものは、漢の制度を伝えた『漢官儀』である。⁽⁷⁾そして、三國時代には、『韓詩外傳』に伝えられていた「明鏡なる者は、形を照らす所により。往古なる者は、今を知る所以なり」という言葉を用いて、行いを戒める事例が伝えられている。⁽⁸⁾古が鑑である、という思想の広がりを見ることができよう。

西晉になると、過去を記した文章を鏡とする考え方は、明確に理論づけられることになる。それは、杜預の『春秋左氏經傳集解』序によりなされた。ただし、そこで鏡と考えられたものは、聖人の文であった。

夫の制作の文の若きは、往を草らかにし來を考ふる所以にして、情は辭に見る。言高ければ則ち旨は遠く、辭約まれば則ち義は微かなり。此れ理の常にして、之を隠すに非ざるなり。⁽⁹⁾

杜預によれば、聖人が制作する文は、それによって過去を明らかにし、未来を考える手だてとなるものである、という。これは直接的には後漢末の何休などの公羊學者が、孔子は『春秋』において、「其の文を微かにし、其の義を隠した」と主張することへの反論である⁽¹⁰⁾。しかし、それを超えて、ここには歴史を鑑とする意識を読み取ることができる。杜預の文中にある「往を章らかにし來を考ふ」は、『易經』の繫辭下傳を典拠とする。天道により未来の鑑となる『易經』と同様に、人道を描く『春秋』もまた未来の鑑と成り得る。『春秋』は左氏傳に対する杜預の集解により、人道の鑑たり得る史書と位置づけ直されたのである。

また、杜預の『春秋左氏經傳集解』序は、『春秋左氏傳』成公傳十五年の君子曰くに、「春秋の稱は、⁽¹¹⁾微なれども顯なる、⁽¹²⁾志せども晦し、⁽¹³⁾婉げて章を成す、⁽¹⁴⁾盡くして汗げず、⁽¹⁵⁾惡を懲らして善を勸む（春秋之稱、⁽¹⁶⁾微而顯、⁽¹⁷⁾志而⁽¹⁸⁾顯、⁽¹⁹⁾婉而成章、⁽²⁰⁾盡而不汗、⁽²¹⁾懲惡而勸善）」とある五つを左氏傳が義例を表現する方法と位置つけた。これにより、『春秋』の義例の中に、①～④で表現される春秋の筆法に加えて、⑤勸善懲惡という義が含まれることになった。この結果、人道を描く『春秋』は、人の「勸善懲惡」を記す鑑と位置づけられた。書籍を勸善懲惡の「鑑」とする考え方は、ここに完成する。

東晉の干寶は、「左傳體」により「國史」を編纂すべきと主張し、『晉紀』を「左傳體」により著した。『晉紀』は、「總論」を設けたことだけは『春秋左氏傳』と異なるものの、その外形・叙述・凡例・「君子曰」の四点において、『春秋左氏傳』を継承して「左傳體」を確立した史書となった。それは、『竹書紀年』を自説の論拠とする杜預の『春秋左氏經傳集解』後序の影響によって、「左傳體」こそが古くから伝わる史書の正統な書き方と考えたためである⁽¹²⁾。杜預の『春秋左氏經傳集解』により正しさを証明された『春秋左氏傳』の影響のもと、こうして史學は國家のあり方や政策を「鑑」として映し出すものになっていく。

南北朝を統一した隋を受けた唐の太宗李世民は、文化的にも南北を統一することを目指し、「正史」を国家が編纂することを重視し、『梁書』・『陳書』・『北齊書』、『北周書』・『隋書』の「五史」編纂を命じた。そのちに編纂された『晉書』では、太宗は『晉書』編纂の意図を詔で述べ、自ら宣帝紀・武帝紀・陸機傳・王羲之傳の四篇に史論を書いた。『晉書』が「御撰」と称される理由である。「修晉書詔」の中で太宗は、「五史」の編纂の理由として、次のように述べている。

梁・陳・高氏に至りては、朕勅成を命じ、惟れ周及隋も、亦た同に録を甄す。善を彰はし惡を瘳し、一代の清芬を激かにし、吉を褒め凶を懲し、百王の令典を備へざるは莫し。¹³⁾

このように太宗は、紀傳體による正史の編纂を命じた目的を勸善懲惡のための「一代の清芬」を「百王の令典」として、後世の規範とすることに置いた。『春秋左氏傳』に述べられる勸善懲惡の鑑としての史書の伝統を継承しながら、その善惡の基準を皇帝が掌握しようとしたのである。¹⁴⁾ また、太宗と魏徵らの對話をまとめた『貞觀政要』は、「殷鑒」を四回も用い、史書が鑑であることを前提に議論を展開している。

北宋の司馬光が編纂した『資治通鑑』は、政治に資するための通史の鑑という書名に、史書の鑑であることが明確に示されている。『春秋』を継承する司馬光の歴史書に「鑑」を含む名を贈った北宋の神宗は、『資治通鑑』序の冒頭で次のように述べている。

朕惟ふに、君子多く前言・往行を識し、以て其の徳を畜ふ。故に能く①「剛健篤實にして、輝光日に新たなり」と。書も亦

た曰く、②「王よ、人多聞を求めて、時れ惟ち事を建つ」と。③詩・書・春秋は、皆得失の迹を明らかにし、王道の正を存

する所以にして、鑑戒を後世に垂るる者なり。¹⁵⁾

神宗は、①『周易』大畜と②『尚書』説命篇下を引用したのちに、「殷鑒遠からず、夏后の世に在り」と記した『詩經』、史書の二つの起源である『尚書』と『春秋』¹⁶⁾は、③すべて古の事績を明らかにして、王道の正統を存在させ、鑑戒を後世に垂れるものであると述べている。司馬光の『資治通鑑』が、この歴史哲学を基本として著されたことは言うまでもない。

こうした中国の史書の捉え方に基づいて、日本では「四鏡」と総称される『大鏡』『今鏡』『水鏡』『増鏡』が著された。『今鏡』は中国の影響を受けているが、『大鏡』は受けていないという議論もあるが、大勢を揺るがすには至るまい。西欧では、歴史を鏡とするような教訓的歴史は、物語的歴史↓教訓的歴史↓科学的歴史と進化していく中間段階に過ぎないとされることもあるが、西欧における史学の発展がすべての史学の規範ではない。世俗的な歴史観との批判を受けるかもしれないが、今でも日本においては歴史を鏡と見ることが多いことは揺るがない。

したがって、二〇二二年に第一巻が刊行される『早稲田大学百五十年史』も、早稲田大学が未来へと発展していくための鏡と見られていくであろう。その刊行に尽力された大日方純夫前大学史資料センター所長は、二〇一六年、大学史資料センターの発展型としての歴史館を構想し、その果たすべき役割を次のように述べている。

早稲田大学が設置する「早稲田歴史館」（以下、「歴史館」）は、創立二五〇周年を展望した施設として、「早稲田」に関する歴史を系統的に集約・調査・研究・公開・発信する機関であることが望ましい。すなわち、①「早稲田」の歴史に関する記録を保存・公開する機関（文書館）、②「早稲田」の歴史を常時展示・公開する機関（博物館）、③「早稲田」の歴史に関する調

査・研究にあたる機関、という三機能をもつ、文字通り「早稲田」の歴史を総合的に扱う「歴史館」とすることによって、早稲田大学が設置するに値する「歴史館」たり得る。^⑧

二〇二二年四月一日より、大学史資料センターは、博物館であり、文書館であり、調査・研究機関である歴史館へと再編される。歴史館となつてからも、大学史資料センターが果してきた、早稲田の「鏡」を描いていく當為は、孜孜として継続されていくであろう。

註

卷十八高祖功臣侯者年表)。

(1) 昔者、禹以夏王、桀以夏亡。湯以殷王、紂以殷亡。故無常安之國、宜治之民。得賢則昌、不肖則亡、自古及今、未有不然者也。^①夫明鏡者、所以照形也。往古者、所以知今也。

(4) 言居今之代、志識古之道、得以自鏡。當代之存亡也、未必盡同。『史記索隱』卷六高祖功臣侯者年表)。

夫知惡往古之所以危亡、而不襲蹈其所以安存者、則無以異乎卻行而求逮於前人。鄙語曰、不知爲史、視已成事。或曰、

(5) 渡邊義浩『史記』における『春秋』の継承』(『WASEDA RILAS JOURNAL』五、二〇一七年)を参照。

^②前車覆、後車不誡。是以後車覆也。故夏之所以亡者、而殷爲之。殷之所以亡者、而周爲之。故殷可以鑒於夏、而周可以鑒於殷。詩曰、殷鑒不遠、在夏后之世。『韓詩外傳』卷五)。

(6) 夫國之大事、莫尚載籍。載籍也者、決嫌疑、明是非、賞刑之宜、允獲厥中、俾後之人永爲監焉。『後漢書』列傳三十八應奉傳附應劭傳)。

(2) 詩三百篇、大抵賢聖發憤之所爲作也。此人皆意有所鬱結、不得通其道也。故述往事、思來者。『史記』卷一百三十太史公自序)。

(7) 後漢中期から西晉にかけて、漢の制度を鑑とする多くの書籍が著されたことは、渡邊義浩『司馬彪の修史』(『大東文化大学漢学会誌』四五、二〇〇六年、『西晉「儒教国家」と貴族制』汲古書院、二〇一〇年に所収)を参照。

(3) 太史公曰、……居今之世、志古之道、所以自鏡也。『史記』

(8) 『三國志』卷五十九孫奮傳に、「里語に曰く、「明鏡は形

を照らす所以なり、古事は今を知る所以なり」と。大王宜しく深く魯王を以て戒と爲し、其の行を改易し、戰戰兢兢として、敬を朝廷に盡くすべし（里語曰、明鏡所以照形、古事所以知今。大王宜深以魯王爲戒、改易其行、戰戰兢兢、盡敬朝廷）とある。

(9) 若夫制作之文、所以章往考來、情見乎辭。言高則旨遠、辭約則義微。此理之常、非隱之也（『春秋左氏經傳集解』序）。

(10) 何休ら公羊學派の説については、渡邊義浩「兩漢における春秋三伝と国政」（『兩漢における詩と三伝』汲古書院、二〇〇七年、『後漢における「儒教国家」の成立』汲古書院、二〇〇九年に所収）を参照。

(11) 渡邊義浩「春秋左氏伝序」と「史」の宣揚（『狩野直禎先生米寿記念三國志論集』三國志学会、二〇一六年）を参照。

(12) 渡邊義浩「干宝の『晋紀』と「左伝体」（『東洋研究』二〇四、二〇一七年）を参照。

(13) 至梁・陳・高氏、朕命勅成、惟周及隋、亦同甄録。莫不彰善癉惡、激一代之清芬、褒吉懲凶、備百王之令典（『唐大詔令集』卷八十一 修晉書詔）。

(14) 渡邊義浩「『晋書』の御撰と正史の成立」（『三國志研究』一五、二〇二〇年）。

(15) 朕惟、君子多識前言・往行、以畜其德。故能^①剛健篤實、輝光日新。書亦曰、^②王、人求多聞、時惟建事。^③詩・書・春秋、皆所以明乎得失之迹、存王道之正、垂鑑戒於後世者也（『資治通鑑』序）。

(16) 『尚書』と『春秋』を史書の二つの起源とすることは、渡邊義浩「『文心雕龍』の史学論」（『六朝學術学会報』二二、二〇二〇年）を参照。

(17) 山岸徳平『歴史戦記物語研究』（有精堂出版、一九七三年）。

(18) ベルンハイム（著）、坂口昂・小野鐵二（共訳）『歴史とは何ぞや』（岩波書店、一九三二年）。

(19) 大日方純夫「大学史資料センターの一〇年」（『早稲田大学史記要』五二、二〇二一年）。